

議 事 録

会 議 名	令和4年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和4年12月26日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	<p>農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 7番 相田 孝</p> <p style="text-align: right;">計8名</p>		
欠席委員	無		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	<p>日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第3 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第4 非農地証明願について 日程 第5 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第6 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第7 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和4年 第12回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、1番と2番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号75号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号75号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農地1筆です。耕作者は譲受人含め2名で、藤沢市で水稻や露地野菜を作付けしており、藤沢市農業委員会が発行する耕作証明を添付しています。また、譲受人はトラクターや田植え機、コンバイン等を所有しています。自宅から当該地までの通作距離は約8.1kmで、車で約18分です。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明いたします。</p> <p>6 番：事務局職員と現地確認しました。譲渡人と譲受人はご親戚で、譲受人は藤沢市でしっかり耕作されているということなので問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p>		

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号75号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号75号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第2、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号76号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号76号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農地2筆で、転用事業の内容は貸車両置場です。相模原市の運送業者が湘南エリアの顧客への利便性・効率性のために、寒川町出身である当運送業者専務が地元で湘南営業所を開設するにあたり、当該地を車両置き場として借用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第2種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるかと認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の6番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

6番：事務局職員と現地確認しました。当農地は、産業道路の開通により分断された農地の一部で、面積も小さく農地として利用しづらい土地であります。周辺農地への影響はないと考えますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号76号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号76号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、議案番号77号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号77号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農地1筆で、転用事業の内容は貸資材置場です。茅ヶ崎市に本社、寒川町に作業場のある石材業者が、現在使用している寒川町内の資材置場が近々利用できなくなることから、当該地を代替地として借用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第2種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるかと認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたし

ました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の6番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

6 番：当該地も議案番号76号と同じく、産業道路の開通により分断された農地で、形状が三角形で面積も小さく農地として利用しづらい土地であります。他の農地への影響はないと考えますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号77号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号77号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

次に、日程第3、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号78号及び79号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号78・79号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内にある市街化調整区域内の農地各1筆で、転用事業の内容は、2筆合わせて駐車場及び資材置場として利用する計画です。町内の解体業兼土木業者が、事業拡大により現置場が手狭となったことから、近隣で適地を探していたところ、道路環境や高速道路へのアクセス等が良好である当該地について、譲渡人との間で所有権移転の話がまとまり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：事務局職員と現地確認しました。周辺農地に問題が出ることはないと考えますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号78号及び79号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号78号及び79号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、議案番号80号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号80号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農地2筆です。転用事業の内容は運動場で、隣地の児童福祉施設が、施設利用者の保護者から児童が走り回れる場所がほしいとの要望があったことか

ら、周辺で適地を探していたところ、当施設の隣地である当該地について、譲渡人との間で所有権移転の話がまとまり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第2種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達成することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の3番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：事務局職員と現地確認しました。北側隣地にある児童福祉施設の運動場としての利用で、当該地は道路や水路に囲まれており隣接した農地もないので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号80号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号80号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第4、非農地証明願について、議案番号81号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号81号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は少なくとも平成2年から宅地として、農地法を良く理解しない状態で使用していました。その後申請者が相続し、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第3種農地です。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われまますので、非農地証明交付はやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当農業委員である7番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：事務局職員と現地確認しました。当該地は、かなり前から住宅が建っているところで、農地に戻すのは困難であると考えます。また、隣地は一部畑がありますが宅地等に囲まれており、周辺への影響もないと考えますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号81号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号81号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第5、農業経営基盤強化促進法に伴

う利用権の設定の申し出について、議案番号82号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号82号を朗読)

(説明) 当該地は田端地区にある農業振興地域内農地の3筆で、現況については畑です。令和元年度に利用権設定され、1回目の更新です。期間については3年間で、借り手はトラクターや種まき機などを保有しており、当該地で実績があります。

会長：続いて、地区担当農業委員である7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番：事務局職員と現地確認しました。借り手は以前から当該地でしっかりと耕作している実績がありますので問題ないと思います。

会長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号82号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号82号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号83号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号83号を朗読)

(説明) 当該地は一之宮地区にある農用区域域内農地の2筆で、現況については畑です。令和元年度に利用権設定され、1回目の更新です。期間については3年間で、借り手はトラクターやマルチャーなどを保有しており、当該地で実績があります。

会長：続いて、地区担当農業委員である4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4番：事務局職員と現地確認しました。現況もきれいに管理されており、借り手は当該地でしっかりと耕作している実績がありますので問題ないと思います。

会長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号83号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号83号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

次に日程第6、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号89号及び90号の2件、日程第7、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号91号から99号の9件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり2件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり9件それぞれ届出がありました。

	<p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和4年第12回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和4年第12回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 市川 幹雄

議事録署名人 三留 清一

本議事録は、令和5年1月26日、承認・署名を得て確定しました。